

連載

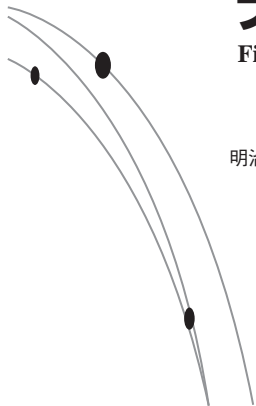
フィールド・アイ

Field Eye

イルメナウから——③

明治大学准教授 小西 康之

Yasuyuki Konishi



ドイツ法律家大会に参加して

2008年9月23日から26日にわたって、筆者の滞在中のイルメナウが位置するチューリッゲン州の州都エアフルトでドイツ法律家大会が開催された。

ドイツ法律家大会は2年ごとに開催され、今回で67回目を数える。法律家大会には、私法部会、労働・社会法部会、刑法部会、公法部会、経済法部会、仲裁部会があり、それぞれの部会で議論がなされる。大会全体における参加者は約2700人で、その内訳は、参加者リストをみる限りでは、学者の割合はさほど高くなく、弁護士など実務家の割合が高いようである（会場外に設置されているブースをみても、いくつかの出版社のほか、明らかに実務家を対象としているものが見られた）。

大会の開催に際しては、連邦大統領や連邦司法大臣が祝辞を述べていた。また、大会の開催がニュースでも取り上げられ、法律家大会に対する社会的な関心の高さをうかがい知ることができた。

筆者が参加した労働・社会法部会における今回のテーマは、高齢労働者の雇用促進についてであった。

部会では、まず、ケルン大学のプライス教授が基調報告を行った。

プライス教授は、高齢者の雇用に関する現在の問題点として、彼らに対する職業訓練による職業能力の向上への意欲や投資が欠如していることや、労働者を年齢によって区別して取り扱う規制が存することによって、高齢労働者に対する偏見が形成されているとする。また、高齢者を早期に年金生活に移行させることを目的とした従来の政策により、利用可能な労働力が、就業関係から退出させられていることを指摘する。さら

に、現在の雇用システムは、高齢労働者を雇用する際に使用者にかかるコストが高くなる構造であり、このことが、高齢労働者の雇用の促進を妨げているとした上で、年齢による差別を禁止することは、高齢者の就業にとってマイナスに作用してきた効果を是正する機会として把握されるべきとする。老後保障に関しては、25年から30年程度就業し、その間社会保険料を支払っても、平均寿命が延びている現在においては、生活水準を維持するに足りだけの年金を受給するには不十分であると指摘する。

このような現行システムが有する問題点を前提として、プライス教授は、一般的な要請として、高齢労働者を一般的に不利益な地位に置くことは回避されるべきであるとともに、彼らを一定年齢への到達を理由として一般的に有利に扱うことも回避すべきと主張する。その一方で、高齢労働者に対する助成を雇用の枠組の中で行うことの重要性についても指摘し、法律や労働協約によって早期の年金受給を促進することは是正されるべきであるとする。また、積極的労働市場政策はさらに推進されるべきであり、高齢労働者はこれらから排除されるのではなく、逆に、特別な支援の対象とされるべきであると主張する。このように、プライス教授は、厳格な意味における年齢差別禁止システムの導入を主張しているのではなく、高齢者の雇用促進という政策課題の枠内で機能するものとして位置づけているように思われる。

プライス教授はさらに具体的な政策提言も行っている。

整理解雇の際の被解雇者選定の際に考慮されるべき社会的選択の基準については、現行の解雇制限法では、勤続期間、年数、扶養義務および障害が列挙されているが、年齢を基準とすべきではなく、事業所または企業への在籍期間を考慮すれば足りるとする。

また、パートタイム有期契約法では、満52歳以上の労働者が4カ月以上就業喪失状態にある場合には、当該法律が定める一定の事由が認められない場合であっても、5年を限度として有期契約を締結することができる旨定められているが、高齢労働者に対してのみこのような取扱いを認めることは妥当でないとしている。

このほかドイツには、(1)事業主が高齢労働者をパートタイム労働に移行させ、(2)それに伴い減額される賃金に一定の加算を行い、(3)高齢労働者のパートタイム労働への移行により生じた空きポストに失業者等

を雇用する場合、事業主は賃金加算分に対する助成等を受けられる、高齢者パートタイム制度がある。現行制度は、前半にフルタイムで就業し、後半は就業しないといういわゆるブロックモデルについても、助成の対象としている。プライス教授は、このブロックモデルに対しては助成すべきではなく、純粋なかたちでパートタイムが行われる場合にのみ助成されるべきであるとする。

社会法との関連では、高齢者に対して失業手当Ⅰの支給期間を延長する改正は妥当ではなかったとし、失業手当の延長は失業手当が継続訓練と関連して支給される場合にのみ認めべきであるとする。また、老後の保障については、公的年金、事業所レベルでの保障、個人レベルでの保障、および就業等による副収入の4本柱で形成される必要があり、公的年金保険における追加報酬限度額の設定は撤廃されるべきであると主張する。

プライス教授による基調報告の後、連邦労働裁判所裁判官、連邦社会裁判所裁判官のほか、連邦雇用エージェンシーの一部局である労働政策・職業研究機構副所長によってコメントがなされた。コメントの内容もさることながら、とりわけ、裁判官が労働・社会政策のあり方について積極的に言及している点が興味深く感じられた。

その後、参加者との質疑応答があり、そこでの議論を踏まえて、労働・社会法部会事務局から決議案が提

出され、決議案の個々の項目について投票がなされた。

決議案に対する投票の結果を一部抜粋の上まとめると、職業生活からの早期退出は法的に促進すべきではなく、高齢者パートタイム就労促進制度を期限切れとなる2009年以降も継続することは妥当でないとされた。解雇制限法との関係では、年齢は整理解雇の際の社会的選択の基準とすべきではないとの決議案は否決された。社会法の関係では、失業手当Ⅰの受給期間は年齢によって区別されるべきではないとの決議案が否決され、公的年金における追加報酬限度額は、それが正当化される場合を除いて、撤廃されるべきであるとの決議案については可決された。

ドイツ法律家大会労働・社会法部会の決議の結果は、今後の具体的な法政策に直接的な影響を及ぼすものではないようである。しかし、高齢者の雇用促進は、重要な政策課題であり政治レベルでも議論が活発に行われている。2009年はドイツにおける選挙のビッグイヤーであり、高齢者パートタイム就労制度の帰趨も含めて高齢者の雇用のあり方をめぐっては、今後一層議論の対象となることが予想される。

こにし・やすゆき 明治大学法学部准教授。主要な著作に「長期失業に対する失業給付制度の展開と課題」日本労働法学会編『講座 21世紀の労働法第2巻 労働市場の機構とルール』（有斐閣、2000年）242-260頁。